

医療DX推進体制整備加算

令和6年10月から医療DX推進体制整備加算が3つの区分に細分化されます。

マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数が毎月決定します。

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期（診療年月）	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1（11点）	15%以上	30%以上
加算2（10点）	10%以上	20%以上
加算3（8点）	5%以上	10%以上

A000-00 111703470 医療DX推進体制整備加算1（初診） 11点

A000-00 111703570 医療DX推進体制整備加算2（初診） 10点

B001-02 113707770 医療DX推進体制整備加算1（医学管理等） 11点

B001-02 113707870 医療DX推進体制整備加算2（医学管理等） 10点

名称変更、点データ置き

A000-00 111703370 医療DX推進体制整備加算3（初診） 8点

B001-02 113705470 医療DX推進体制整備加算3（医学管理等） 8点

施設基準 4035 医療DX推進体制整備加算（医科・歯科）

※すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている場合は改めて届出直しは不要です。

施設基準の設定とマイナ保険証利用率により自動発生します。

初診、小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に自動発生します。

マイナ保険証利用率の確認

社会保険診療報酬支払基金から毎月中旬頃に電子メールにより通知されます（される予定？）。

また、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインして確認もできます。

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

マイナ保険証利用率には

「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」

「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」

の2つの利用率があります。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 マイリスト

ホーム > ユーザープロフィール

マイナ保険証の利用状況のお知らせ

○ 支援金単価表はこちら：<解説ページはこちら>

R5年10月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
37 / 36 / 1,185 / 3%

R5年11月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
37 / 36 / 1,185 / 3%

R5年12月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
79 / 71 / 1,236 / 6%

R6年1月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
79 / 70 / 1,046 / 7% (4%)

R6年2月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
83 / 74 / 1,055 / 7% (4%)

R6年3月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
82 / 76 / 1,127 / 7% (4%)

R6年4月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
104 / 89 / 1,024 / 9% (6%)

パスワード変更

ご不明点がある方は
横をクリックしてね！
電子証明書の
更新方法はこちら！

チャットボットの
シカク君

マイナ保険証利用率の設定

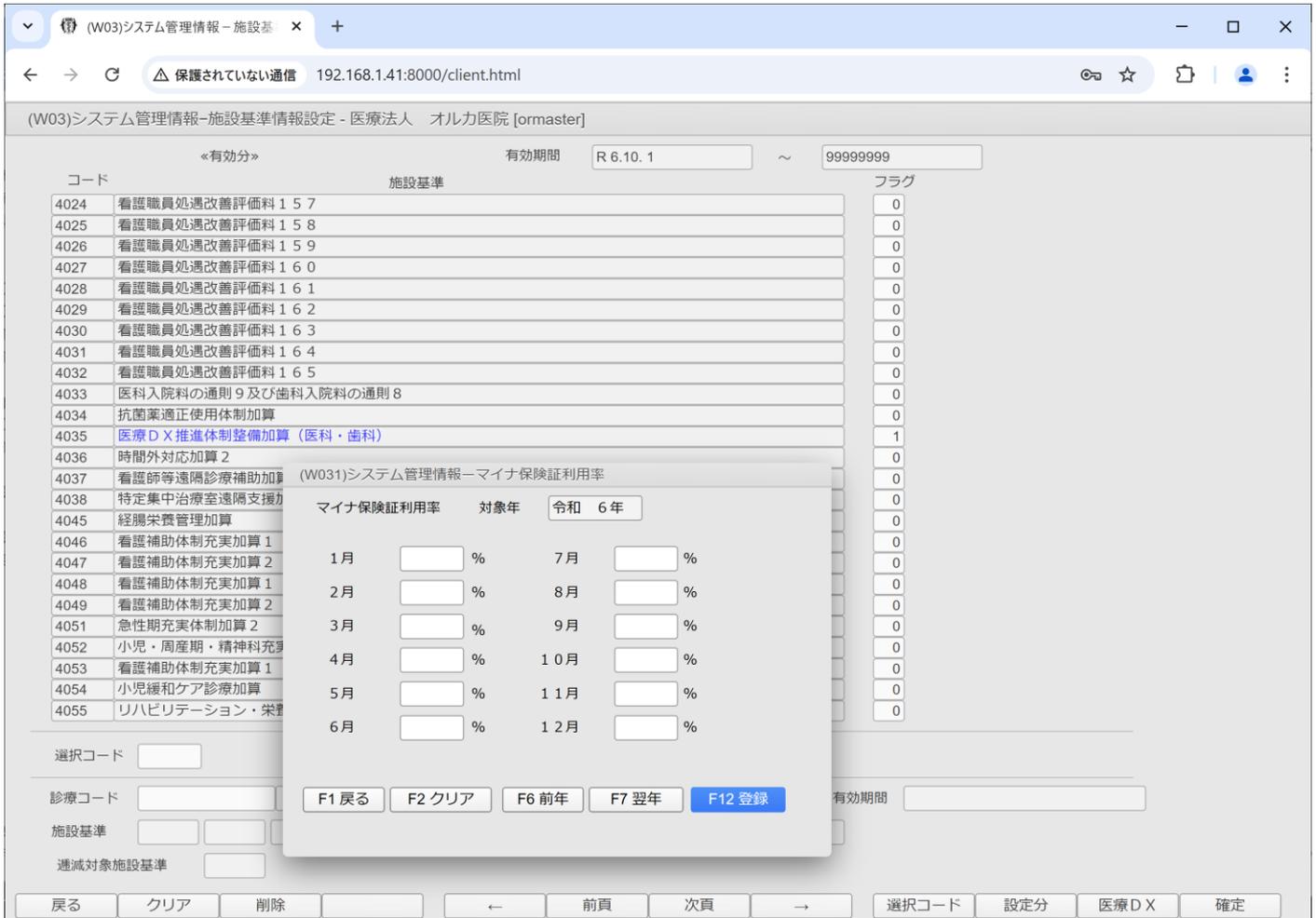
システム管理「1006 施設基準情報」を開きます。

コード「4035 医療DX推進体制整備加算（医科・歯科）」のフラグを立てます。

[医療DX] ボタン（F11）をクリックします。

マイナ保険証利用率を月別に入力する画面を表示します。

対象年を確認して該当月に利用率を入力して登録します。



入力する利用率は、原則として「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」となります。

経過措置について

疑義解釈より

問5 当該加算の施設基準通知において、「医療DX推進体制整備加算を算定する月の3か月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」及び「医療DX推進体制整備加算を算定する月の2か月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とあるが、具体的にはどのように用いることができるのか。

(答) 例えば令和6年10月分の当該加算算定におけるマイナ保険証利用率については、同年7月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が適用されるが、同年5月あるいは6月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

また、令和6年10月から令和7年1月までの経過措置期間においては、例えば令和6年10月分の当該加算算定において、同年8月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることができるが、同年6月あるいは7月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることができる。

マイナ保険証利用率

【原則】「適用月の3か月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率」

【経過措置】令和6年10月～令和7年1月

[内容①]

「原則」に代えて「適用月の2か月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」を用いることも可能

〔内容②〕

更に「原則」「内容①」に代えて「その前月、および前々月のマイナ保険証利用率」を用いることも可能

適用月（診療年月）	令和6年			令和7年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	マイナ保険証利用率対象月（令和6年）					
原則 レセ件数ベース（適用月3月前）	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容② 原則に対し前月と前々月	5・6月	6・7月	7・8月	8・9月		
内容① オン資格件数ベース	8月	9月	10月	11月		
内容② 内容①に対し前月と前々月	6・7月	7・8月	8・9月	9・10月		

マイナ保険証利用率は対象月が令和6年11月までは、

「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」と「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」を比較して大きい方の数字を入力します。

【留意事項】

適用月が令和7年2月からは原則の扱いになります。

令和7年2月分の算定が始まる前には、令和6年11月のマイナ保険証利用率の設定が正しいか確認してください。